

## ふりかえり会議（中間検証）コーディネーター意見書

- 事業名：みえ県民交流センター管理運営委員会
- コーディネーター氏名（所属）：脇田智恵（ ESD in 三重 ）
- ふりかえり会議開催年月日：平成18年1月23日

### 1. 協働の状況について

（協働の妥当性・パートナー選択・資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性の視点から）

協働の妥当性：市民活動センターの利用ルールやフロアプランなど、センター運営に関わる様々な決定について、生活部NPO室とセンター運営委員会の両者の合意により行われている。

パートナー選択：センターが開設された当初より、行政と自主自立した市民と一緒にセンターを利用しやすい環境にしていくため、センター運営委員会が発足した。しかし、開設当初に比べ委員の数は減っており、近頃は委員会の中で活発な意見交換はあまりされていない。

資源配分と責任分担：センターの訪問者への対応や会議室・備品の貸し出し・管理業務は、市民プロデューサーが行っている。生活部NPO室付けの県嘱託職員の立場であるが、センター運営委員会にも属する。市民プロデューサーの位置づけが曖昧で、特にセンター運営委員との接点は開設当初に比べ薄れてきている。

意思決定のしくみ：NPO室とセンター運営委員会は、基本的に年1度会合を持ち、会計報告や事業計画、運営の課題を共有している。また突発的で緊急に解決を要する問題に関しては、その都度会合を持っている。センター運営委員は、市民プロデューサー以外は日々の業務に携わっているわけでないために、センター運営について理解が明確でない場合もある。

### 2. 実施事業の状況について

（戦略性（計画性）・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

戦略性（計画性）：多様な利用者のニーズを汲み取りつつも、公平で開かれた場所にするよう工夫をしている。しかし市民プロデューサーは1年毎の更新であり、メンバーは流動的であるため、長期的な戦略はたて難い部分もある。利用者については、近頃固定化してきた観があるほか、積極的にセンターの運営に関与しようという人はほとんどいない。

事業の継続性と柔軟性：センター内のコピー機や印刷機などは実費を利用者に負担していただき、市民プロデューサーが支出金や備品の管理をしているほか、センター運営費によりセンター内での小さな事業を行っている。また、市民プロデューサーは県の嘱託職員であり、NPO室が希望する人数（8名）は現在のところ毎年確保されている。

情報公開：市民プロデューサーが主に管理するセンターのHPがあるほか、2ヶ月に一度、センター事業などを掲載した「みえポケット」を発行している。

### 3. 事業実施体制について

（資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

資源配分と責任分担：現在市民プロデューサーが行っている日々の業務を、今後誰がどのような形で行うか、見直す必要がある。現在のような官設官営のほかに、指定管理者制度の導入も一案と考える。

意思決定のしくみと対等性：センター運営委員会と市民プロデューサーの関係性の曖昧さにやや問題があると思われる。NPO室の嘱託職員でありながら、運営委員会にも所属しているため、所属や役割をさらに明確にする必要がある。それぞれの立場が明確になって初めて対等性が明確になり、よりよい協働につながると考える。

事業の継続性と柔軟性：NPO室はセンターの中に位置し、センターの様子に日々触れている。しかし、今後は運営委員会が日常的にセンターの運営に関われる仕組みづくりをすることで、対等な立場が作られ、事業の継続につながるのではという意見が出た。またこれまで適宜行ってきた運営に係るルール改正などについては、その経緯を明文化する必要性についての指摘もあった一方で、ルールそのものについては、ややグレーな部分も残すことで、柔軟性も生まれるとの意見には、両者ともに同意した。また、開設当初は少なかったが、近頃は各市町村に中間支援センターが充実してきたため、それらのセンターと当センターとの役割をどのように差別化をしつつネットワークを形成していくか、柔軟な方向転換が求められているだろう。

情報公開性：当初のセンター運営委員会は、公開で行っており、関心をもつ出席者も多かった。現在も特にクローズドで行っているわけでもないが、積極的に呼びかけて公開もしていない。センター開設後は一貫して、官が主導で「利用者とともに運営をするセンター」というスタンスで運営してきたが、それがマンネリ化してきた今、センターのスタンスや役割、必要性などについて、再考の機会かもしれない。

#### 4. 活動領域について

(資源配分と責任分担の視点から)

現状の活動領域	目指すべき活動領域
B1	?

##### 公の活動領域の考え方

Aの領域：行政だけで担っている領域

Bの領域：県民と行政が共に担っている領域

B1：行政が主となり県民が参加参画協力する領域

B2：県民と行政がそれぞれ役割分担する領域

B3：県民が主となり行政が支援している領域

Cの領域：県民だけで担っている領域

##### 公の活動領域

					私的 領域 (市場)
行政が担う公		県民が担う公			
A	B1	B2	B3	C	

追記)「中間ふりかえりチェックリスト」の中の「事業」の意味と、ふりかえる内容が、両者の中で共有されていない部分もあった。このような前提をあらかじめ共有した上で、アンケート記入をする必要があると思われる。

以上